

第一種使用規程の承認に係る申請案件の審査状況

名称【申請者】	使用等の内容	検討状況		承認の状況			
		昆虫 分科会	総合 検討会	カルタヘナ法 (注1)		食品衛生法 又は飼料安全法 (注2)	
				隔離	一般利用	食品	飼料
1 緑色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ (<i>HC-EGFP</i> , <i>Bombyx mori</i>) (<i>HC-EGFP</i> ぐんま(ぐんまとの交配後代を含む。)、 <i>HC-EGFP</i> 200(200との交配後代を含む。)、 <i>HC-EGFP</i> ぐんま× <i>HC-EGFP</i> 200、 <i>HC-EGFP</i> ぐんま×200、ぐんま × <i>HC-EGFP</i> 200) 【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構】	カイコの繭糸の生産を目的とした、①幼虫(3齢幼虫期以降のものに限る。以下同じ。)の飼育、②繭の生産及び加工、③幼虫及び繭の保管、運搬及び廃棄並びに①から③までに付随する行為	2019年 5月29日	2019年 6月17日	—	—	—	—

注1：「承認状況」の「カルタヘナ法」欄は、第一種使用規程が承認された年を記載しており、「—」は未承認であることを示す。
また、農作物の「隔離ほ場」欄における「免除」は、トウモロコシについては隔離ほ場試験が不要と判断されたもの、スタック系統については親系統と比較し形質間の相互作用が示されていないことを確認しているものであることを示す。

注2：「承認状況」の「食品衛生法又は飼料安全法」欄は、安全性が確認された年又は所定の手続を行った年を記載しており、「—」は未確認であること、「○」は安全性が確認されたもの同士の掛け合わせであることを示す。
ただし、「—」には、花きや昆虫など、食用や飼料用に供さない場合も含まれる。